

千葉県環境審議会 鳥獣部会

議 事 録

日時：平成29年9月6日（水）
午後1時30分から3時まで
場所：千葉県自治会館9階
第1会議室

目 次

1. 開 会	1
2. 千葉県生活安全・有害鳥獣担当部長あいさつ	2
3. 議事録署名人の指名	3
4. 議案審議	
議案第1号 狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について	3
議案第2号 夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について	8
議案第3号 清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について	14
5. その他	21
6. 閉 会	24

1. 開 会

司 会：ただいまから、千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、県自然保護課の佐藤でございます。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様を御紹介いたします。

御紹介は、お名前のみを申し上げます。

まず、当部会の部会長でおられます、吉田部会長です。

次に吉田部会長に向かって右側の委員を御紹介いたします。

岡委員です。

羽山委員です。

次に同じく左側の委員を御紹介いたします。

並木委員です。

勝山委員です。

飯沼委員です。

なお、県議会議員の木下委員と千葉県猟友会の吉田委員、千葉県農業協同組合中央会の小茂田委員におかれましては、所用のため本日欠席されるとの御連絡をいただいております。

続いて事務局でございます。玉田生活安全・有害鳥獣担当部長、野溝自然保護課長、自然保護課の千村副課長、菊地班長、小倉班長、岩城技師、遠藤技師、松原技師、鈴木副主査です。

お配りしました資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、議案、資料 1-1～1-4、資料 2、資料 3 となっております。御確

認をお願いします。

本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の鳥獣部会でございますが、部会委員数9名中6名の委員の御出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

2. 千葉県生活安全・有害鳥獣担当部長あいさつ

司 会：はじめに、環境生活部の玉田担当部長からごあいさつ申し上げます。

玉田生活安全・有害鳥獣担当部長：今日は、大変お忙しいところ、千葉県環境審議会鳥獣部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、本県の鳥獣保護行政につきまして御指導、御助言をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

本日御審議いただく3件の議案についてですが、先ず、第1号議案の「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）」については、イノシシの捕獲促進のため「第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」を変更し、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和について御審議いただくものです。

第2号議案及び第3号議案につきましては、夏目鳥獣保護区内及び清澄山鳥獣保護区内にある特別保護地区について再指定をするものであります。

詳細については、後ほど担当者から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。最後に、委員の皆様の変わらぬ御指導、御助言をお願い申しあげまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

司 会：部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、部会長が議長を務めることになっておりますので、吉田部会長にお願いいたします。

3. 議事録署名人の指名

吉田部会長：御指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議案につきましては、知事から諮問がありました「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）」のほかに、2議案ございます。

皆様には十分な御審議をいただき、部会として知事に答申できるように決議したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議事の円滑な進行に委員皆様の御協力をよろしく願います。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日御出席の委員の御了解を得た上で、公開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、私、部会長が了承の上、公開することで御了承をお願いします。

次に議事録署名人選出ですが、議事録署名人の指名については、議長一任でよろしいでしょうか。

（『賛成』の声あり）

吉田部会長：それでは、並木委員と飯沼委員をお願いします。お二人には、お引き受けいただけますでしょうか。

並木委員・飯沼委員：わかりました。

吉田部会長：よろしく願いいたします。

4. 議案審議

議案第1号 狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について

吉田部会長：それでは、知事から千葉県環境審議会に3議案が諮問され当部会に付議されました。まず、「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局：議案第1号「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）」につきまして説明させていただきます。

議案資料1ページでございます。規制緩和及び計画変更の内容については、後ほど改めてご説明させていただきますが、現在、法令によりまして、直径が12cmを超えるくくりわなの使用が禁止されておりますところ、イノシシの狩猟に当たっては、その直径の規制を緩和したい、というものです。

議案の2ページに概要を記載しておりますが、詳細につきまして、別にお配りしております資料1-1によりまして、ご説明いたします。

「1 規制緩和の背景」ですが、イノシシやシカ等による農作物被害が深刻化しており、被害を軽減させるためには、捕獲頭数を増やすことが必要であることから、より捕獲の強化を進めるため、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和を行うこととしたい、というものです。

現行の法制度におきましては、狩猟鳥獣、特にクマの保護のために平成19年4月の規則改正時に、錯誤捕獲の防止のため、あるいは、仮に錯誤捕獲があったとしても、鳥獣の損傷を軽減するため、ということで、くくりわなの輪の直径は12cmまでと制限されました。

この規制を廃止・緩和できる場合としては2つございまして、一つは「捕獲許可」、いわゆる目的達成のために12cmを超える径のくくりわなを使う必要があるとして捕獲許可を受けた場合です。その場合、実際に使用される輪の大きさは、地域によって違いはありますが、概ね14～15cmと聞いております。

もう一つは特定鳥獣に係る特例によるものです。これは、法第14条第3項において「知事は、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、

くくりわなの輪の径の規制を含む、禁止または制限の全部または一部を解除することができる」と規定されておりまして、県が定める特定鳥獣管理計画にその旨を規定した場合には、この規制の廃止または緩和が可能となるというものです。

なお、特定鳥獣管理計画というのは、資料1-1の※にあります。千葉県ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて策定しております。今回お諮りする議案は、この特定計画に規定した場合による緩和となります。

規制緩和につきましては、資料1-1「3」に記載のとおり、昨年度から検討しており、昨年度、第2次千葉県第2種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の策定の際に、くくりわなに係る規制を緩和または解除することを盛り込み、イノシシ小委員会にお諮りしたところ、「単なる緩和・解除では安全性が担保されない」等の理由により、委員間の合意を得ることができませんでした。

このため、イノシシの第2次特定計画におきましては、「輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う」と記載し、引き続き検討を行うことといたしました。

くくりわなの径につきましては、先に述べた理由により、規制緩和を求める声が多く寄せられていることから、県猟友会と検討を重ねまして、輪の直径に関する規制を緩和することについて、県猟友会の同意をいただきました。

その内容については、資料1-1「4 対応案」に記載のとおりでございまして、「狩猟時のくくりわなは『足くくりわな』とし、輪の径を『15cm以下』とする。」というものでございます。

このような提案とさせていただいた理由ですが、

まず15cm以下とする理由につきましては、有害鳥獣の捕獲では12cmを超える14～15cmの径のくくりわなも使用されるケースもあり、狩猟に使用するくくりわなの径を15cm以下に緩和しても事故発生リスクは小さいと考えられること。

一方、15cmを超える径の大きいわなや、特に「胴くくりわな」は事故のリスクが大きいこと。

また、実務的な理由となりますが、いわゆる踏み込み式くくりわなの材料として一般

的に使用される塩ビ管の JIS 規格では、12 cm のくくりわなに対応するものは外径 11.4 cm であり、その上のサイズになりますと外径 14.0 cm であることから、容易に入手できる規格に合わせた規制にすることで、規制の遵守を促し、実効性が担保できるということで、緩和したいというところでございます。

なお、規制緩和にあたりましては、猟友会からは「足くくりわな」に限定する旨明記していただきたい、という要望がありましたので、「足くくりわな」に限定しております。

ちなみに、コメ印にあります「直径 15 cm の計測」につきましては、国の通知にある計測方法で、くくりわなの形状が円ではなく、例えば長方形のような場合であれば、対角線が仮に 1 m あっても、それに直角に交わる、いわゆる短い径が 15 cm 以下であれば使用可能、ということになります。

また、特定計画につきましては、資料 1-2 の変更（案）のとおり、17 ページの 1 行目ですが、「また、狩猟による捕獲を促進するため、法第 14 条第 3 項に基づき、輪の直径が 15 cm 以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。」と記載しております。

これは、先ほど申し上げた、規制を緩和できる場合の 2 つ目にあたるものです。

なお、特定計画の新旧対照表につきましては、資料 1-3 のアンダーラインを引いた部分のとおりでございます。

この内容につきましては、去る 7 月 20 日に開催されたイノシシ小委員会において、ご了承いただいております。去る 8 月 7 日から 8 月 31 日までの間、パブリックコメントを実施しましたが、特段の意見はございませんでした。

また、市町村をはじめとする関係各署への意見照会も併せて行いました。市町村等からいただいたご意見につきましては、お配りしてあります資料 1-4 に記載しております。そのうち、森林組合連合会様と市原市からは、安全確保を求める意見をいただいております。県といたしましては、市町村や関係機関と協力しながら、狩猟者への周知徹底等を図ってまいりたいと考えております。

また、館山市からの意見でございますが、20 cm 以下まで緩和していただきたい旨の要望をいただいておりますが、有害鳥獣捕獲におきましては、従前から、地域の実情や安全対策の状況等に応じて、許可を行ってきたところですので、引き続き、そういっ

た点に留意しながら運用してまいりたいと考えております。

最後に、この規制緩和につきましては、ニホンジカにつきましても行いたいと考えており、現在の特定管理計画を、イノシシと同様に変更すべく、現在手続きを進めているところでして、先日の8月28日に開催したニホンジカ小委員会において、同様の議案を提出させていただき、ご了承をいただいたところです。

今後、改めて、委員の皆さまにお諮りしたいと考えておりますが、今年度の狩猟期が近づいてきておりますので、進め方につきましては、別途ご相談させていただきたく存じます。

以上で議案につきましてご説明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

吉田部会長：ただいま、事務局より説明がありました議案第1号について、御審議をお願いいたします。御質問、御意見等がございましたらお願いします。

羽山委員：基本的には規制緩和に賛成ですが、直近の捕獲頭数が2万2600頭だが、分布面積はどれくらいですか。資料1-2のP3、2015年の捕獲の図でいうとどれくらいの面積ですか。

事務局：面積については、市町村からメッシュデータはもらっていますが、位置情報データがないので正確な面積が出せていません。単純に森林面積を使用することも考えられますが、安易に考えるのは危険なので使用していません。P4の農作物被害面積でいうと平成27年度では293ヘクタールとなります。

羽山委員：この数を捕獲して19ページのモニタリング項目CPUE・SPUEが下がっていないということか。

事務局：CPUE・SPUEですが、平成27年度からとり始めたもので、過去のデータはありません。この計画期間の中で比較していくことを考えています。

羽山委員：捕獲頭数の整理も平成27年度からですか。

事務局：平成25年度前後から市町村から詳細データをいただいているので、同じ水準で解析をしています。平成27年度からは、かなり詳細なデータをいただいているので、この計画の中で変化等を追えるようにしていきたいと考えています。

羽山委員：わかりました。

勝山委員：直径12センチより大きくすると捕獲数は増えるのですか。

事務局：わなにかかりやすくなるが、危険性が増す可能性があるので、狩猟者に十分注意をしていただくよう周知したいと考えています。

吉田部会長：他にご質問等ありますでしょうか。並木委員いかがでしょうか。

並木委員：ご説明の中にありましたように、連合会の要望にもきちんと対応していただいているようなのでありがとうございます。

吉田部会長：議案第1号の「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更（案）について」原案どおり了承することよろしいでしょうか。

（『異議なし』の声）

吉田部会長：御異議ないものと認め、原案どおり了承することとします。

羽山委員：8ページ図5「捕獲手法別の捕獲数（平成27年度）」では、くくりわなの割合が2割しかないので、せつかく規制緩和をするのであればこの比率を高めないと。この倍ぐらいとらないといけなくなる。もっと効率的に減らすように工夫していただきたい。

議案第2号「夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」

吉田部会長：次に、議案第2号の「夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局：議案第2号について説明いたします。議案3ページをお開きください。

まず、議案の中身に入らせていただく前に、鳥獣保護区と特別保護地区についてご説明させていただきます。

鳥獣保護区とは、鳥獣の保護を図るために必要と認められるときに、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、鳥獣保護管理法）第28条第1項に基づき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する「国指定鳥獣保護区」と、都道府県知事が指定する「県指定鳥獣保護区」の2種類がございます。その区域内においては、狩猟が禁止されます。鳥獣保護区の存続期間は千葉県におきましては、10年間としております。

また、この鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域は、鳥獣保護管理法第29条第1項に基づき、特別保護地区として指定することができ、その区域内においては、一定の開発行為が制限されます。特別保護地区の存続期間は、鳥獣保護区の存続期間内と定められており、本県においては鳥獣保護区の存続期間と同一の10年間で指定をしております。

なお、本県には国指定鳥獣保護区が1箇所、県指定鳥獣保護区が59箇所、特別保護地区が6箇所ございます。

特別保護地区の再指定に当たっては、鳥獣保護管理法第29条第4項の規定により準用する第4条第4項の規定により、合議制の機関（千葉県環境審議会）の意見をきかなければならないこととされていることから、第2号議案では夏目鳥獣保護区特別保護地区、第3号議案で清澄山鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてお諮りいたします。

議案の3ページをお開きください。議案第2号「夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」でございます。当該地区については、昭和52年11月1日に初めて指定され、現在の指定期間が平成29年10月31日をもって終了することに伴い、再指定を行おうとするものです。

続いて4ページをお開きください。指定（案）について、ということで、内容、根拠法令、期間、理由について記載しておりますが、次ページ以降の指定計画書（案）で詳細に説明させていただきたいと思いますので、5ページの指定計画書（案）をお開きく

ださい。

なお、別途お配りしております資料2の1枚目に位置図・区域図がございますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは議案の5ページでございます。1の「保護に関する指針案」です。

「鳥獣保護区特別保護地区の名称」は、「夏目鳥獣保護区特別保護地区」です。

続きまして、(2)の「鳥獣保護区特別保護地区の区域」ですが、資料2の1枚目の左側(位置図)をご覧ください。当該地区は香取郡東庄町の南部及び旭市の一部に位置しています。具体的な区域としては、右側の区域図をご覧ください。赤線で囲まれている範囲が夏目鳥獣保護区の区域になっておりまして、その中の赤斜線で囲まれた範囲を夏目鳥獣保護区特別保護地区の区域として計画しております。区域につきましては、従前の区域から変更はありません。

なお、区域の記載についてですが、指定計画書(案)においては、「夏目の堰の区域」と記載しておりますが、区域図上は「八丁堰」となっております。

現行の指定が「夏目の堰」となっていること、また、地元では、「夏目の堰」として親しまれており、「夏目の堰」と記載した方が認識されやすいことから、従来どおり、「夏目の堰」と記載していることを申し添えます。

「鳥獣保護区特別保護地区の存続期間」については、平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間としております。

続いて、(4)の「鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針」です。

アの「鳥獣保護区の指定区分」ですが、当該区域は、集団渡来地の保護区として指定を受けています。この集団渡来地の保護区は、集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため指定するもので、区域としては、採餌、休息または、ねぐらとするため水面を設定しております。

次に、イの「鳥獣保護区特別保護地区の指定目的」です。夏目鳥獣保護区は、区域の

南部に水田地帯が広がっており、四季を通じて様々な種類の鳥類が生息しています。

特に、夏目の堰は、毎年ハクチョウ類やカモ類など多様な鳥類が渡来する、千葉県北東部では最大の渡来地の一つとなっております。

このため、当該区域は、夏目鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣保護管理法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、引き続き、当該地域に渡来する鳥類及びその生息地の保護を図ることとしたいと考えております。

なお、区域内及び周辺において定期的な巡視等の実施により環境を保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意することとします。

次に、2の「鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積」です。

当該区域の総面積は8haあり、そのすべてを水面が占めております。

イの「所有者別内訳」ですが、8haのすべてが国有地となっております。

ウの「他の法令（条例を含む）による規制区域」については、特に該当ありません。

次に、3の「指定区域における鳥獣の生息状況」です。

(1)「当該地域の概要」として、まず、アの「特別保護地区の位置」ですが、先ほど図面でご覧いただいたとおり、夏目鳥獣保護区のほぼ中央に位置しております。

次に、イの「地形、地質等」ですが、灌漑用に造られた堰となります。

ウの「植物相の概要」ですが、当該地域は水面のみですので省かせていただきます。

続いて、エの「動物相の概要」ですが、(2)の生息する鳥獣類の項目と併せてご説明させていただきます。夏目鳥獣保護区においては、平成27年度に千葉県野鳥の会への委託による野生鳥獣生息環境調査を行いました。その調査の結果確認された鳥類を(2)に記載しております。なお、調査は鳥獣保護区全体を対象に行いましたが、こちらに掲載している鳥獣は、特別保護地区で確認された鳥類を記載しております。ハクチョウ類やカモ類をはじめ9科34種の鳥類が確認されています。

表の下に注釈を記載しておりますが、当該区域で一般的に見られる鳥獣については、種名の前に○をつけており、環境省令で定められている希少鳥獣、種の保存法において

国際希少野生動植物種とされている鳥類、天然記念物にはアンダーラインを引いております。

前回（10年前）の指定時には鳥類が12科35種確認されており、今回、生息が確認された種の数には減少しております。今回新たに確認された鳥類はヒシクイ、マガン、オオハクチョウ、カンムリカイツブリ、ミミカイツブリ、コアシサシ、ハイイロチュウヒの7種となっております。また、前回確認されたコサギ、オオタカ、キセキレイ、ハヤブサ、コチドリ、オオヨシキリ、セッカ、オオジュリンは今回確認されておらず、生息種の入替わりが見られています。

次に7ページ、(3)「当該地域の農林水産物の被害状況」です。指定計画書の中にこのような内容を盛り込む理由につきましては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定は、周辺地域の農林水産業に影響を及ぼすことがあり得るため、現状の状況を示すものとして記載することとされております。なお、当該地域の被害報告はありません。

次に、4の「鳥獣保護管理法第32条の規定による補償に関する事」ですが、この32条の内容ですが、法第28条第11項において、鳥獣保護区内に営巣、給餌、給水等の施設を必要に応じて設置することができる規定があり、また法第29条第7項には、特別保護地区内において建築物等の建築、埋め立て、干拓、伐採等を行う場合には知事の許可を受けなければならないとの規定があります。この第32条では、施設の設置や許可が受けられなかったことにより損害を受けた場合には、知事は補償をしなければならないと規定されているため、記載欄がございます。この項目に関しては、当該区域内では今申し上げたような施設の設置、及び開発行為の見込みはございませんので、現時点で損失補償請求の見込みはなしとしております。

最後に、5の「鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項」です。現在、当該区域には特別保護地区用制札板を4本設置しております。

指定計画書の説明は以上になりますが、続いて、鳥獣保護管理法第29条第4項において準用する法第28条6項の規定に基づく公聴会の開催結果についてご説明させて

いただきますので、資料2の2枚目をご覧ください。

公聴会は平成29年8月1日に、香取合同庁舎で香取地域振興事務所長を議長として開催されました。公述人としては、利害関係人8名を指名しております。出欠状況は本人出席2人、代理出席2人、欠席4人でした。公述人の賛否は、賛成8人で、条件付き賛成及び反対はありませんでした。

公述人からは、賛成理由として、夏目の堰に飛来する水鳥などの野鳥観察会には多くの方が訪れており、集団渡来地の保護区指定は自然保護、自然教育等の観点からも必要との意見がありました。

以上の賛否、意見により、議長の判断は、「当該地区は渡り鳥の集団渡来地として重要であり、また野鳥観察会が開催されるなど、自然とのふれあいの場となっていることから、当該地区を鳥獣保護区特別保護地区として指定することは必要である。」となっておりますので、ご報告いたします。

夏目鳥獣保護区特別保護区については、以上でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

吉田部会長：ただいま、事務局より説明がありました議案第2号について、御審議をお願いいたします。御質問、御意見等がございましたらお願いします。

羽山委員：カモ類で確認された種は何羽ぐらいいるのですか。

事務局：何羽という数までは把握していません。

羽山委員：ここから半径5キロ圏内に養鶏場はあるのですか。今年、千葉県でも鳥インフルエンザが出たと思うが、利害関係人にそういう方がいなかったのですか。

事務局：養鶏をしている方の公述人の出席はありませんでした。

岡委員：出現リストからみると平成27年度の調査は主に冬場にされたと思います。日周行動から考えると陸ガモ類では夜間に利根川の河川敷や周辺水田エリア、湿地帯などの自然採食できる場所に散っていて、主に日中の休息に入り、ガン類では夜間のねぐら入

りがカウントされているのではないか。天然記念物で、関東で越冬数が少ないヒシクイ、マガンがどれくらいの羽数、入っているのかそのあたりの説明をいただきたい。

事務局：手元に資料がないので後ほどご説明いたします。

岡委員：周辺に田んぼがあり、ヒシクイ、マガン、ハクチョウ、陸生の鳥等も来ると思うので、どれくらいの環境収容力があるか視野に入れながら、また鳥インフルエンザに関して養鶏場との関係性、地元の反応を検討して問題がなく、特別鳥獣保護区に指定にしてほしいという要望も踏まえると、指定は十分に妥当と思います。

吉田部会長：私は佐原出身なので、ここは何度も行っている場所ですが、重要な場所だと思う。ヒシクイやマガンが見られるのは茨城県、利根川の北側であったが、千葉県でも見られるようになったことは大事なことである。今回の調査でセッカ、オオジュリンが記録されていないのは、季節的な違いなのか、利根川の環境が変わってきているのか、そういうことが重要なポイントだと思うので、前回のデータと比較する際には、調査時期等についても説明をいただきたい。

吉田部会長：他に質問等なければ、お諮りいたします。

議案第2号の「夏目鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」を原案どおり了承することよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

吉田部会長：御異議ないものと認め、原案どおり了承することとします。

次に、議案第3号の「清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」事務局から説明をお願いします。

議案第3号「清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」

事務局：議案第3号について説明いたします。議案の8ページをお開きください。「清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」でございます。当該地区について、昭和57年11月1日に初めて指定され、現在の指定期間が平成29年10月31日をもって終了することに伴い、再指定を行おうとするものです。

続いて9ページをお開きください。指定（案）についてということで、内容、根拠法令、期間、理由について記載しておりますが、次ページ以降の指定計画書（案）で詳細に説明させていただきたいと思っておりますので、10ページの指定計画書（案）をお開きください。

なお、別途お配りしております資料3の1枚目に位置図・区域図がございますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、10ページでございます。1の「保護に関する指針案」です。

「鳥獣保護区特別保護地区の名称」は、「清澄山鳥獣保護区特別保護地区」です。

続きまして、(2)の「鳥獣保護区特別保護地区の区域」ですが、資料3の1枚目の左側（位置図）をご覧ください。当該区域は君津市と鴨川市にまたがる国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林（以下、東大演習林）に位置しています。

では、具体的な区域としては、右側の区域図をご覧ください。赤線で囲まれている範囲が清澄山鳥獣保護区の区域になっておりまして、その中の赤斜線で囲まれた範囲を清澄山鳥獣保護区特別保護地区の区域として計画しております。区域につきましては、従前の区域から変更はありません。

「鳥獣保護区特別保護地区の存続期間」については、平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間としております。

続いて、(4)の「鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針」です。

アの「鳥獣保護区の指定区分」ですが、当該区域は、森林鳥獣生息地の保護区として指定を受けています。この森林鳥獣生息地の保護区ですが、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に努めるために指定するものです。

次に、イの「鳥獣保護区特別保護地区の指定目的」です。清澄山鳥獣保護区は、房総半島の南東部、房総丘陵の東寄りに位置する清澄山を中心とした東大演習林内に位置し、

モミ・ツガを主体とする天然林から構成されており、多様な野生鳥獣が生息しております。

このため、当該区域は、清澄山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣保護管理法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、引き続き、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図ることとしたいと考えております。

なお、区域内及び周辺において定期的な巡視等の実施により環境を保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意することとします。

次に、2の「鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積」です。

当該区域の総面積は131haでございます。アの「形態別内訳」としては、林野が129ha、水面が1ha、その他が1haでございます。

イの「所有者別内訳」は、私有地等が130ha、公有水面が1haです。

ウの「他の法令（条例を含む）による規制区域」については、資料3右側の区域図を併せてご覧ください。

まず、自然公園法による規制区域ですが、当該区域周辺一帯は、県立養老溪谷奥清澄自然公園となっております。区域図では緑線で囲まれている範囲となっております。当該区域の全域が自然公園法による規制区域にかかっておりますので、131haとなっております。なお、当該区域内は千葉県自然公園条例により、第3種特別地域に指定されております。

また、同様に、森林法による規制区域ですが、こちらは、区域図の黄色線で囲んだ範囲が該当区域となりますが、当該区域の全域が規制区域にかかっておりますので、131haとなっております。こちらは、水源涵養保安林となっております。

次に、3の「指定区域における鳥獣の生息状況」です。

(1)「当該地域の概要」として、まず、アの「特別保護地区の位置」ですが、先ほど図面でご覧いただいたとおり、房総半島の南東部、房総丘陵の東寄りに位置する清澄山を中心とした東大演習林内に位置しております。

次に、イの「地形、地質等」ですが、清澄山を中心に大小の沢が谷を削り、平坦な地形は少なくなっております。

ウの「植物相の概要」ですが、モミ・ツガの天然林からなる森林で、200年生を超える巨木が多く見られます。

続いて、エの「動物相の概要」ですが、(2)の生息する鳥獣類の項目と併せてご説明させていただきます。清澄山鳥獣保護区においては、平成27年度に千葉県野鳥の会への委託による野生鳥獣生息環境調査を行いました。なお、調査は鳥獣保護区全体を対象に行いましたが、こちらに掲載している鳥獣は特別保護地区で確認された鳥獣類を記載しております。メジロ、オオルリ、イノシシ、ニホンジカ等の38科79種の鳥獣が確認されています。

表の下の注釈につきましては、第2号議案で説明させていただいたとおりです。

前回(10年前)の指定時には鳥獣類が37科73種確認されており、鳥獣いずれも、今回生息が確認された種数は増加しております。今回新たに確認されたのは、鳥類では7種、ジュウイチ、ツミ、ヤマセミ、ヤイロチョウ、ヒガラ、エゾムシクイ、ハギマシコで、獣類では1種、アライグマとなっております。

また、前回確認されたカワセミ、アオゲラは今回確認されておらず、生息種の入替わりが見られています。

次に13ページ、(3)「当該地域の農林水産物の被害状況」です。当該区域に限定した有害鳥獣捕獲許可はありませんが、君津市全域、鴨川市全域としては、それぞれ3件ずつ許可が出ております。当該区域では被害報告はありませんが、清澄山鳥獣保護区内では林業被害が発生しており(東大演習林の苗畑(なえばた))、加害獣はニホンジカ・ノウサギで、被害樹木は主にスギ・ヒノキです。

次に、4の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事」ですが、現時点で、当該区域における施設の設置及び開発行為の見込みはございませんので、損失補償請求の見込みはなしと考えております。

5の「鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項」ですが、現在、該当ありません。

指定計画書の説明は以上になりますが、続いて、鳥獣保護管理法第29条第4項において準用する法第28条6項の規定に基づく公聴会の開催結果についてご説明させていただきますので、資料3の2枚目をご覧ください。

公聴会は平成29年7月20日に、君津合同庁舎で君津地域振興事務所長を議長として、開催されました。公述人としては、利害関係人10名を指名しております。出欠状況は本人出席3人、代理出席4人、欠席3人でした。公述人の賛否は、賛成9人で、条件付き賛成が1人、反対はおりませんでした。

公述人からは、賛成理由として貴重な動植物の生息環境の保持等がありました。

また、条件付きでの賛成として、イノシシ、ニホンジカの生息密度調査の実施、違法捕獲の取り締まり強化、ハクビシン等の移入種の捕獲除去の対策を講じることを条件としての賛成がありました。

以上の公述人の賛否、意見より、議長の判断は、「区域内では多数の鳥類の生息が確認されており、また、本件に係る公述人の意見は、1名の条件付き賛成であるが、条件を満たさなくては賛成しないということではなく、県に対し善処してもらいたいという趣旨であった。他は、賛成であることから、当該地域を特別保護地区として指定することは、当該区域に生息する野生鳥獣の生息環境を保全するために適当であると判断する。」となっておりますので、ご報告いたします。

条件付き賛成意見について、県としては、イノシシ、ニホンジカの調査を今後も継続し、キョン、イノシシの捕獲除去についても強化をしていきたいと考えております。また、違法捕獲の取り締まりに関しても鳥獣保護管理員の監視の御協力をいただくよう調整してまいりたいと考えております。

清澄山鳥獣保護区特別保護区については、以上でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

吉田部会長：ただいま、事務局より説明がありました議案第3号について、御審議をお願い

いします。御質問、御意見等がございましたらお願いします。

飯沼委員：東京大学の演習林長の意見どおりと思う。千葉県観光の面で見ると亀山湖から清澄山にかけて関東で一番遅い紅葉の場所であり、ハイキングに来る方もいる。イノシシやマダニを撒き散らすニホンジカは捕獲してもらいたい。ハクビシンやキョンについてもマダニを撒き散らす原因なので捕獲してもらいたい。今までは農作物の被害防止を主因としての捕獲であったが、県民の安心・安全、人命を守るために捕獲してもらいたい。市町村では熱心にやっているところとそうでないところがある。マダニを撒き散らす有害動物について断固捕獲してもらいたい。マダニが原因で何かあったら観光客が来なくなる。千葉県は人口減少に見舞われて限界集落になっているところがある。観光客が来なくなるとやっていけない。そうならないように増えすぎた有害鳥獣については捕獲をしていただきたい。

野溝課長：有害鳥獣対策、外来種対策重要な課題と認識して捕獲強化に取り組んでいるところです。8月に平成28年度捕獲実績を取りまとめた結果、あらゆる獣種で前年度の1.2倍から1.9倍、捕獲頭数が増加していますが、まだ捕獲圧が十分であるとは言えないのでさまざまな対策を講じていきたいと考えています。また、市町村により熱心なところとそうでないところがあるとの御指摘ですが、私どもも感じているところがございます。ニホンジカとキョンについては、階層ベイズ法により地域ごとの推計値を出し、必要な捕獲数を市町村に示して捕獲を誘導する施策を打っていきたいと考えております。御指摘のとおり有害鳥獣の捕獲を強化してまいりたいと考えております。

飯沼委員：しっかりやっていただきたいということです。

羽山委員：千葉ではSFTSのウィルスが見つかったのですか。

玉田生活安全・有害鳥獣担当部長：見つかっておりません。

飯沼委員：今のところ千葉では見つかっていないが、近くまできているようです。

羽山委員：東大は、自分で調査はしていないのですか。

吉田部会長：県でそのへんの状況はご存知ですか。

事務局：東大演習林内の捕獲については、鴨川市全体で許可をとっており、東大演習林か

ら依頼を受けて鴨川市がキョンなどの捕獲をしています。

岡委員：出現した鳥獣の中にヤイロチョウが入っていますが、繁殖期の調査結果ですか。

事務局：ヤイロチョウの繁殖期は存じ上げませんが、春先と冬場に毎年調査しています。

岡委員：春先はいつごろですか。

事務局：4月から5月です。

岡委員：とすると、繁殖の可能性につながります。これは朗報ですね。

外来性の動物に関して、猫がわなにかかった場合はどのような扱いになるのですか。

事務局：まずは放します。件数としては頻繁には起こりません。錯誤捕獲しないようわなの開発をするのもひとつの考えです。

岡委員：鳥獣保護管理法では、昭和30年前後に狩猟鳥獣にノネコ、ノイヌを指定している。犬は狂犬病等で放し飼いを取り締まっているが、ネコは放し飼いが普通になってしまっていて、小型な野生鳥獣を捕食し、生態系への脅威になっている。持ち主のいる飼い猫は対象外ですが、ノネコは法律に基づき、厳正に対処する必要があります。

事務局：先ほどの説明は、飼い猫についてでございました。

岡委員：ノネコの問題は、現場の方々に周知が必要と思います。たとえば先ほど出たヤイロチョウの出現記録、彼らは地面で繁殖し採食もするのでノネコに捕食されてしまう可能性が大。特別保護地区に指定するのに魂を入れない形ではもったいない。わなを仕掛ける場合には配慮をいただきたいと思います。

吉田部会長：飼い猫がわなにかかってしまった場合、飼い主から訴えられたり、動物愛護の観点から非難がでるとの問題があります。また、ノネコがわなにかかってしまった場合、衛生上や希少鳥類に影響を与えるものを野生に放していいのかという問題があります。ノネコ、野良猫、飼い猫の区別も難しいところです。動物愛護の観点からすべてを放していいというわけではなく、希少鳥類が繁殖している場所には放してはいけないですし、飼い猫は首輪をつけたり、マイクロチップを埋め込むなり識別できるようすることが必要と思います。千葉県も半島なのでこのような猫問題について対応が必要になっ

てくると思いますので、県の方で吟味して非難されることのないよう問題の整理をお願いします。

岡委員：130ヘクタールは私有地となっていますがどこの土地ですか。

事務局：東京大学の土地になります。

吉田部会長：羽山委員何かありますでしょうか。

羽山委員：大学である以上、土地の管理者として自覚がほしいと思います。

岡委員：県指定の特別保護地区は、私有地だと所有者の許可がないと入れないが、公有地の場合、立ち入りを禁ずるという規則はあるんですか。

事務局：ございません。

岡委員：わかりました。

吉田部会長：他に御質問ありますか。御質問なければ、御諮りしたいと思います。

議案第3号「清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」について原案どおり了承することよろしいでしょうか。

飯沼委員：条件つき賛成ということでお願いしたいと思います。

吉田部会長：わかりました。飯沼委員、他の委員の方からも御意見が出ておりますので、県で対処をお願いします。

御異議ないものと認めまして第3号議案「清澄山鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について」について原案どおり了承することといたします。

5. その他

吉田部会長：次に「その他」とありますが、事務局から何かありますか。

事務局：ありません。

吉田部会長：委員の方から、何か御意見ございますか。

飯沼委員：都市部でもアライグマ、ハクビシンが増えているように思う。都市部、農村部、すべての地区で外来種やイノシシ、シカ等の捕獲を全県あげて市町村レベルまで協力してやっていただきたい。主体性を発揮していただき、外来種等は駆逐していただきたい。廃屋にハクビシンやアライグマが巣を作っていることもあるので、自然保護課だけでなく、他の部署との連携も含めてお願いしたい。

玉田生活安全・有害鳥獣担当部長：承りました。都市部だと権利関係があり難しい問題があります。農地であれば、農家が協力して対策をとれますが、廃屋の場合だと持ち主がわからず私的財産のところにとどのように入っていくのか、どうするのか、有害鳥獣の話ではなく町全体の話にもなりますので、町と連携し、情報共有しながらやっていきたいと思えます。

吉田部会長：他にありますか。

岡委員：ネコ問題ですが、公衆衛生の部局では、動物愛護班の担当者は、ノネコの概念がなく「初めて聞きました。」とおっしゃっていた。ネコは外来種で世界に分布を広げていて、日本でも子供たちよりも数が多い状態ですが、公衆衛生の部局では野良猫を減らす試みとして、地域ネコとして管理して不妊去勢の助成などを行っているが、不妊去勢が徹底できないネコが山野に入りハンティングスキルも磨きノネコとして数を増やす。

公衆衛生の部局と自然保護課が連携をとる必要があると思うが、そのような連携が県政の中でできるのでしょうか。外来種問題に対して横の連携はとれるのでしょうか。

玉田生活安全・有害鳥獣担当部長：外来種にあたるかどうかは別として、片方ではペットであったものについての動物愛護、私どもでは野生鳥獣、今までその部分での交流はなかったと思えます。

その中での情報交換はできると思うが、どう対応できるかということについては、時間をかけなければならないが、情報共有はできると思っております。

私事ではありますが、ノネコの概念については、担当になり、はじめて知りましたので、ノネコが狩猟対象の鳥獣だということについては、あまり知られていない部分だと思いますので、周知を考えていきたいと思えます。担当の健康福祉部と情報共有を諮っていききたいと思えます。

岡委員：ペット起源であるが、県として外来種問題をどうするか考えて取り組んでいただきたい。

飯沼委員：大学や会社等と連携して有害鳥獣の捕獲に新しいセンサーやAIの活用、研究ができないか。実績のある他県や市町村に教を請ってもよいのではないか。もっと成果をあげてもらいたい。私の住んでいるところもアライグマやハクビシンが増えているという実感がある。革新的な成果をあげるべくお願いしたい。

野溝課長：わなにおけるICTの活用やドローンを利用した野生鳥獣の生息域の確認等、さまざまな手法が活用されてきているので、しっかりとウオッチして対策を講じていきたい。

県でも県内8大学との連携協定を結んで有害鳥獣対策に関しても意見交換をしておりますので、そういった機会を活用しながら対策を講じていきたいと思っております。

また、他県の情報という御指摘もございましたが、例えばキョンでございますが、東京都の大島と千葉県にしか生息しておりませんので、大島での捕獲方法について情報交換しながら千葉県の対策に活用していくことも考えております。

イノシシ対策については、西日本で先進的な取り組みをしておりますので、情報収集して活用していきたいと考えております。私どもも手をこまねているわけではなく、情報を収集して新たな対策を講じていくよう努めておりますので、ぜひ御助言よろしくお願いたします。

吉田部会長：よろしいでしょうか。

飯沼委員：よろしくお願いたします。

吉田部会長：他にはよろしいでしょうか。では、以上で終了いたします。

なお、本日の議案、第1号議案から3号議案に係る審議結果につきましては、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。以上ですべての議事を終了します。

御協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返ししたいと思います。ありがとうございました。

6. 閉 会

司 会：吉田部会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、長時間にわたる御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上で、千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会いたします。

— 以上 —